交通安全かわら版

令 和 6 年 5 月 茨城県警察本部交通総務課 No. 1 7

~ 自 転 車 安 全 利 用 五 則 ~



5月は自転車月間です!

自転車安全利用五則を守りましょう!



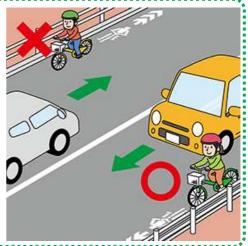
車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先



- ★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が 原則です。
- ★ 自転車が車道通行するときは、道路の中央から左側の部分 の左端に寄って通行してください。

歩道通行可能な場合

- 「普通自転車歩道通行可」の標識等がある
- 13歳未満のこどもや70歳以上の方、体の不自由な方
- 通行の安全を確保するためにやむを得ないとき



- ② 交差点では信号と
 - 一時停止を守って、安全確認
- ★ 信号は必ず守り、 道路を横断すると きは安全を確認し ましょう。
- ★ 一時停止標識の ある交差点では、 必ず止まって、左 右の安全を確認し ましょう。



③ 夜間はライトを点灯

P333

★ 夜間は必ずライトを点灯し、反射器材 を備えた自転車を運転しましょう。

④ 飲酒運転は禁止



- ★ 自動車と同じく、お酒を飲んだときは、 自転車を運転してはいけません。
- ⑤ ヘルメットを着用
- ★ 自転車の交通事故で亡くなった方の多くは、頭部を損傷しています。大切な命を守るため、子供から大人まですべての自転車利用者がヘルメットを着用しましょう。
- ★ 令和5年4月 から、すべての 自転車利用者の ヘルメット着用 が努力義務と なっています。



こんな運転もやめましょう!



- ・スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転
- ・イヤホンやヘッドフォンで音楽などを聞きながらの運転
- ・傘差し運転・並進・二人乗り

